

五所川原市農業収益力向上支援事業

五所川原市では、生産性及び収益力の向上に必要な農業用機械・施設等の導入に要する経費について、予算の範囲内において下記の4タイプ別に支援します。

募集期間 5月18日(月)～6月19日(金)

1 スマート農業推進タイプ 補助率:4分の1 補助上限額 1,000千円

農作業の省力化・コスト削減等に資する先端技術を活用した次の農業機械、装置の導入を支援します。

- ・自動操舵システム ・ロボットトラクタ・収量センサ付きコンバイン ・田植機(オート、直進アシスト付き)
- ・農業用ドローン・水管理システム(設備のみ)、リモコン草刈り機(ロボット含む)
- ・ハウス等の環境制御装置

補助要件

- ・地域計画に位置づけられた認定農業者及び認定新規就農者であること。
- ・青色申告をしていること。※1

2 施設園芸参入支援タイプ 補助率:3分の1 補助上限額 1,000千円

施設園芸野菜及び花きのうち、次の①から⑤のいずれかに該当する品目の生産・販売を目的とした新規参入若しくは規模拡大を図るため、農業ハウスの導入に要する経費を支援します。

- ①トマト(ミニトマト含む) ②キュウリ ③青森県花き振興方策の重要品目及び地域振興品目(トルコギキョウ、キク、アルストロメリア等) ④冬の農業の推進品目(小松菜、ホウレンソウ、春菊、促成アスパラガス等) ⑤その他、施設園芸に有効と認められる野菜・花き

補助要件

- ・地域計画に位置づけられた認定農業者及び認定新規就農者であること。
- ・青色申告をしていること。※1
- ・園芸施設共済事業又は損害保険事業等へ加入すること。 ・市内の農地に設置すること。
- ・導入する農業用ハウスは60坪以上の規模であること。なお、ハウス等設置栽培に既に取り組んでいる者については、規模拡大のために農業ハウスを概ね100坪以上導入すること。

3 低コスト生産推進タイプ

(1)機械等の共同利用による低コスト対策 補助率:4分の1 補助上限額 1,000千円

共同利用による次のいずれかの機械導入に要する経費

- ・トラクター ・管理機 ・田植機 ・コンバイン
- ・その他、共同利用による低コスト化が見込める機械等

補助要件

- ・地域計画に位置づけられた認定農業者及び認定新規就農者であること。または、認定新規就農者を含んだ複数の農業者で構成された団体
- ・青色申告をしていること。※1
- ・共同利用による低コスト対策に取り組む者(団体)は、取得する機械等の共同利用に関して必要な事項を定めた規約を作成していること。

(2)低価格モデル、省力化機械等導入による低コスト対策

補助率:4分の1 補助上限額 500千円

次のいずれかに該当する機械等の導入に要する経費を支援します。

- ・低価格モデルのトラクター ・低価格モデルのコンバイン
- ・高所作業機 ・土壌分析装置

補助要件

- ・地域計画に位置づけられた認定農業者及び認定新規就農者であること。または、認定新規就農者を含んだ複数の農業者で構成された団体
- ・青色申告をしていること。※1

4 加工用・業務用野菜生産支援タイプ 補助率:2分の1 補助上限額 2,000千円

機械化一貫体系が可能な加工・業務用野菜の生産に要する次のいずれかに該当する農業機械・設備の導入に要する経費を支援します。

- ・移植機 ・乗用管理機 ・収穫機
- ・その他、加工・業務用野菜の生産に必要と認められる機械等

補助要件

- ・地域計画に位置づけられた認定農業者及び認定新規就農者であること。または、認定新規就農者を含んだ複数の農業者で構成された団体
- ・青色申告をしていること。※1
- ・実需者又は青果物流通事業者等と価格を決めた複数年の取引契約を締結している、若しくは加工・業務用野菜に係る契約栽培の取組計画を有していること。
- ・市内の農地(水田・畑)で生産すること。

※1 青色申告については、農業経営改善計画又は青年等就農計画で青色申告を行う目標を設定している場合も可とする。

採択要件

- 1 市内に住所を有する農業者又は市内所在する農業法人若しくは複数の農業者で組織する団体のいずれかであること。
- 2 市税の滞納がないこと(複数の農業者で組織する団体にあつては代表申請者)
- 3 農作物生産により発生する残渣(稲わら・もみ殻・剪定枝・雑草等)を焼却処理しないことに同意・遵守すること。
- 4 事業実施主体が事業実施年度から翌々年度以内に交付申請書記載の目標を達成する見込みがあること。
- 5 本事業に係る下限事業費は20万円とすること。
- 6 導入する設備・資材等については、計画に即した適正な規模・能力であること。

募集期間 5月18日(月)~6月19日(金)

事業申請を希望される場合は、導入したい機械等の見積書、カタログをご持参の上、農林政策課窓口までお越しください。

補助金を受けるための要件等、ご不明な点ある場合は、下記まで問合せください。

【問合せ先】

五所川原市農林政策課農業振興係 TEL0173-35-2111(内線2513)